

基本計画書

基本計画書																				
事項		記入欄							備考											
計画区分		大学院の収容定員に係る学則変更																		
フリガナ 設置者		ガッコウホウジン ルーテルガクイン 学校法人 ルーテル学院																		
フリガナ 大学の名称		ルーテルガクインダイガク 大学院 ルーテル学院大学 大学院																		
大学本部の位置		東京都三鷹市大沢3丁目10番地20号																		
大学の目的		本学は、キリスト教を基盤とした人格教育のもと、マルティン・ルターの宗教改革の精神に基づき、「キリストの心を中心とし神と世に仕える人材」、特に心と福祉と魂の高度な専門家を養成することを目的としています。																		
新設研究科等の目的		小規模の単科大学として、現在の教育体制を維持することを長期的な視点で検討・分析を重ねてきましたが、極めて難しいと判断し、今後長期的に経営を継続することが困難と判断せざるを得ず、令和7年度より学生募集を停止することとなった。 学生募集の停止に伴う収容定員の変更をするものである。																		
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称 総合人間学研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程 臨床心理学専攻 修士課程 社会福祉学専攻 博士後期課程 計	修業年限 年 2 2 3	入学定員 人 0 (10) 0 (10) 0 (3)	編入学定員 年次人 - - - - 0 (20) 0 (20) 0 (9)	収容定員 人 0 (20) 0 (20) 0 (9)	学位 修士(社会福祉学) 修士(臨床心理学) 博士(社会福祉学)	学位の分野 社会学・社会福祉学 文学 社会学・社会福祉学	開設時期及び開設年次 令和7年4月第1年次 令和7年4月第1年次 令和7年4月第1年次	所在地 東京都三鷹市大沢3丁目10番地20号	令和7年度より学生募集停止										
											同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		総合人間学部 人間福祉心理学科 (△90) 令和7年度学生募集停止 3年次編入学 (△20) 令和7年度学生募集停止							
											教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数					修了要件単位数		
													講義	演習	実験・実習	計	科目	科目	科目	科目
											研究科等の名称		専任教員					助手 専任教員以外の員 (助手を除く)		
教授	准教授	講師	助教	計																
5人 (5)	1人 (1)	0人 (0)	0人 (0)	6人 (6)																
3人 (3)	2人 (2)	0人 (0)	0人 (0)	5人 (5)																
計		8人 (8)	3人 (3)	0人 (0)	0人 (0)	11人 (11)	0人 (0)	10人 (10)												
既設分			-	-	-	-	-	-												
			(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)												
	計		-	-	-	-	-	(-)	(-)											
合計		-	-	-	-	-	(-)	(-)												
職種		専属		その他			計													
事務職員		12人 (12)		8人 (8)			20人 (20)													
技術職員		-		-			-													
図書館職員		3 (3)		2 (2)			5 (5)													
その他他の職員		1 (1)		-			1 (1)													
指導補助者		-		-			-													
計		16 (16)		10 (10)			26人 (26)													

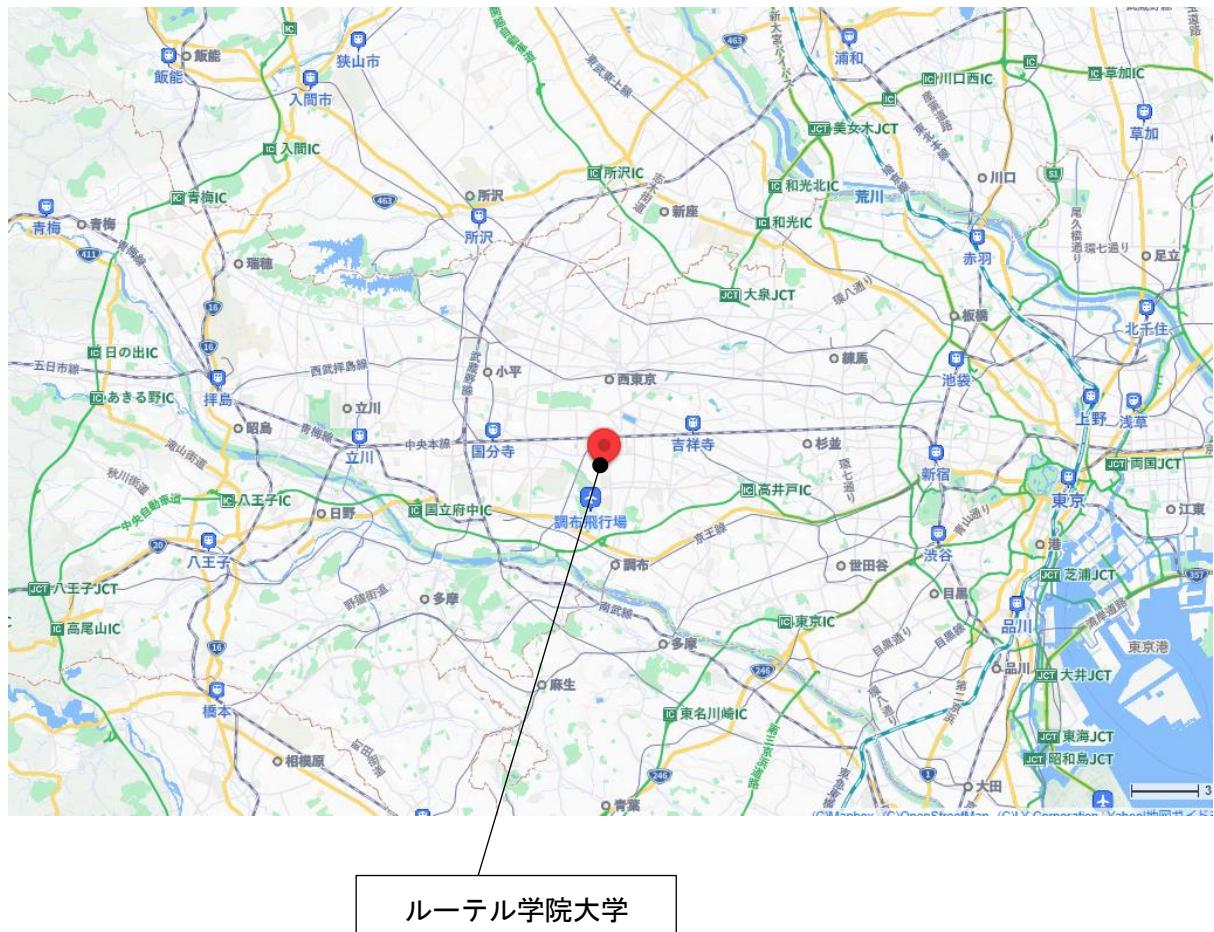
校地等	区分		専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	各種学校 日本ルーテル神学校と 共用 (収容定員40名)		
	校舎敷地		9,141m ²	0m ²	2m ²	9,143m ²			
	その他		15,007m ²	0m ²	0m ²	15,007m ²			
	合計		24,148m ²	0m ²	2m ²	24,150m ²			
校舎		専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	7,396m ² (7,396m ²)			
		6,201m ² (6,201m ²)	985m ² (985m ²)	210m ² (210m ²)					
講義室等・新設研究科等の専任教員研究室		講義室 室	実験・実習室 室	演習室 室	新設研究科等の専任教員研究室 室				
図書・設備	新設研究科等の名称		図書 〔うち外国書〕冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	研究科単位での算出不能なため学部との合計 図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。	
			() ([])	() ([])	() ([])	() ([])	() ([])		
			計 ([])	([])	([])	([])	([])		
経費の見積り及び維持方法の概要	区分		開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	
	教員1人当たり研究費等			375千円	375千円	一千円	一千円	一千円	
	共同研究費等			1,000千円	1,000千円	一千円	一千円	一千円	
	図書購入費		0千円	3,000千円	3,000千円	一千円	一千円	一千円	
	設備購入費		0千円	3,000千円	3,000千円	一千円	一千円	一千円	
	学生1人当たり納付金		第1年次 950千円	第2年次 750千円	第3年次 一千円	第4年次 一千円	第5年次 一千円		
	学生納付金以外の維持方法の概要		資産運用収入、雑収入 等						
既設大学等の状況	大学等の名称		ルーテル学院大学						
	学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	
	総合人間学部		年 4	人 90	年次 人 20	人 400	学士 (総合人間学)	倍 0.63	
附属施設の概要		所在地: 東京都三鷹市大沢三丁目10番20号 設置年月: 昭和60年10月 規模等: 土地544m ² 建物299m ² (専有面積77m ²)						令和7年度より 学生募集停止	
		名称: ルター研究所 目的: ルター著作の翻訳と、その信仰と神学の研究 所在地: 東京都三鷹市大沢三丁目10番20号 設置年月: 平成18年4月 規模等: 土地451m ² 建物268m ² (専有面積134m ²)							
		名称: 包括的臨床コンサルテーション・センター 目的: 臨床死生学に基づく包括的研究活動 対人援助に対する包括的養成プログラムの開発 所在地: 東京都三鷹市大沢三丁目10番20号 設置年月: 平成21年4月							
		名称: コミュニティ人材養成センター 目的: 地域社会における「ひとに関わる人材」の養成活動の展開 所在地: 東京都三鷹市大沢三丁目10番20号 設置年月: 平成21年4月							

学校法人ルーテル学院 届出等に関する組織の移行表

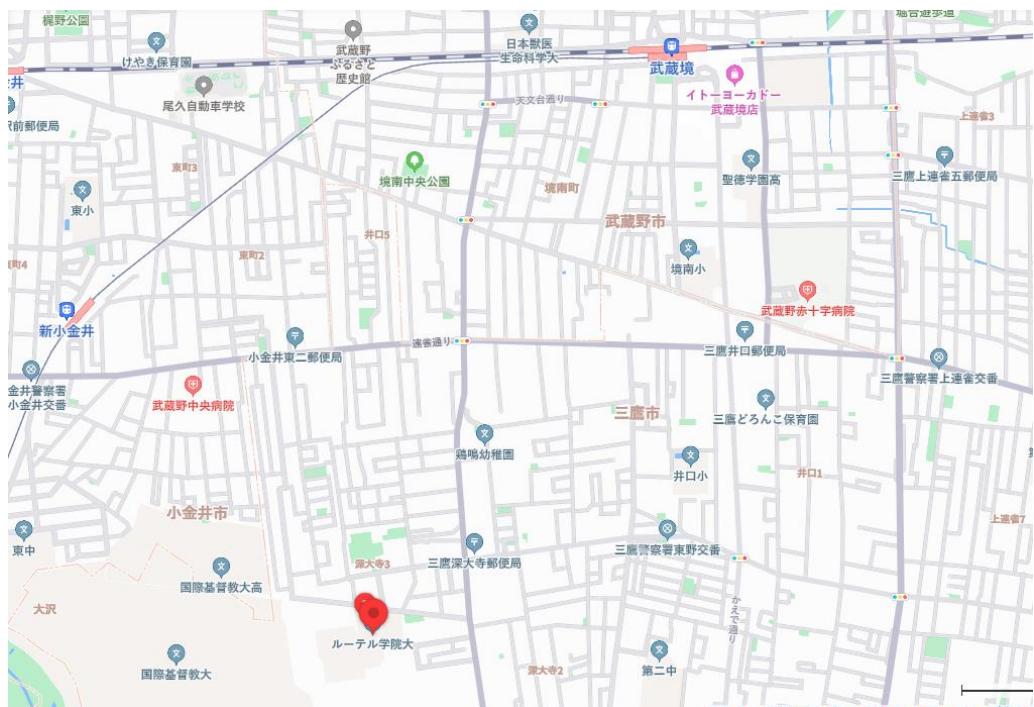
令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
ルーテル学院大学				ルーテル学院大学			
総合人間学部				総合人間学部			
3年次				3年次			
人間福祉心理学科	90	20	400	→	人間福祉心理学科	0	0
令和7年4月学生募集停止							
令和7年4月編入学生募集停止							
総合人間学研究科				総合人間学研究科			
<u>社会福祉学専攻</u>				<u>社会福祉学専攻</u>			
博士前期課程	10	-	20	→	博士前期課程	0	-
博士後期課程	3	-	9	→	博士後期課程	0	-
臨床心理学専攻				→	臨床心理学専攻		
修土課程	10	-	20	→	修土課程	0	-
令和7年4月学生募集停止							

校地校舎の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面

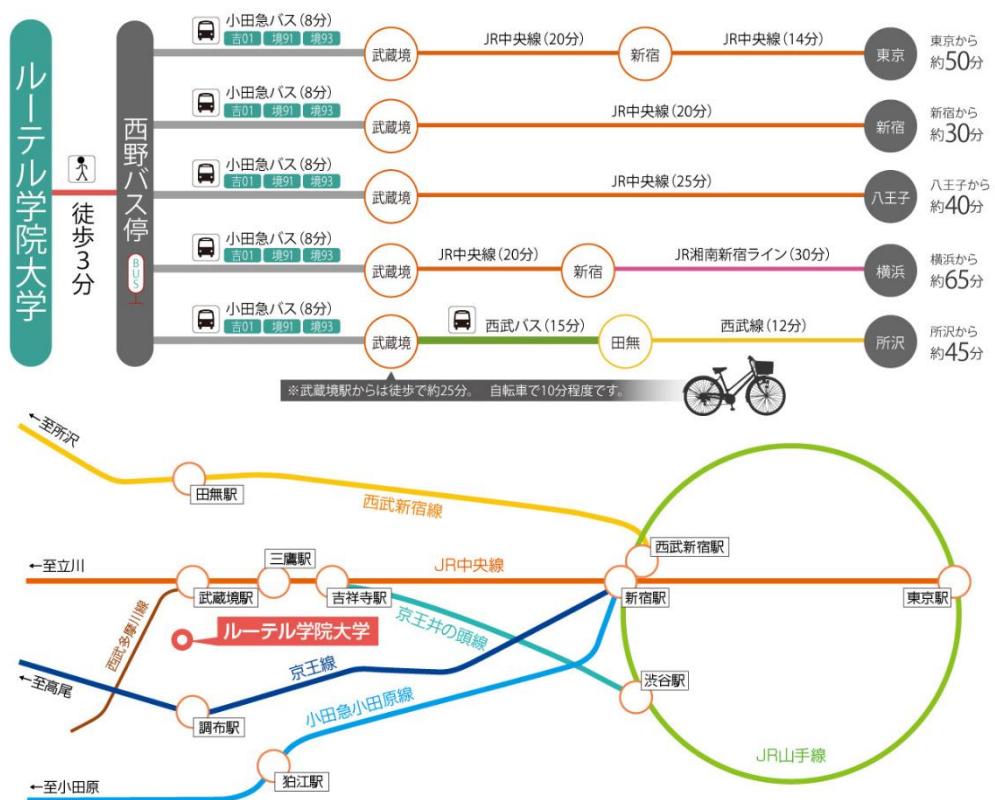


(2) 最寄駅からの距離、交通機関及び所要時間が分かる図面

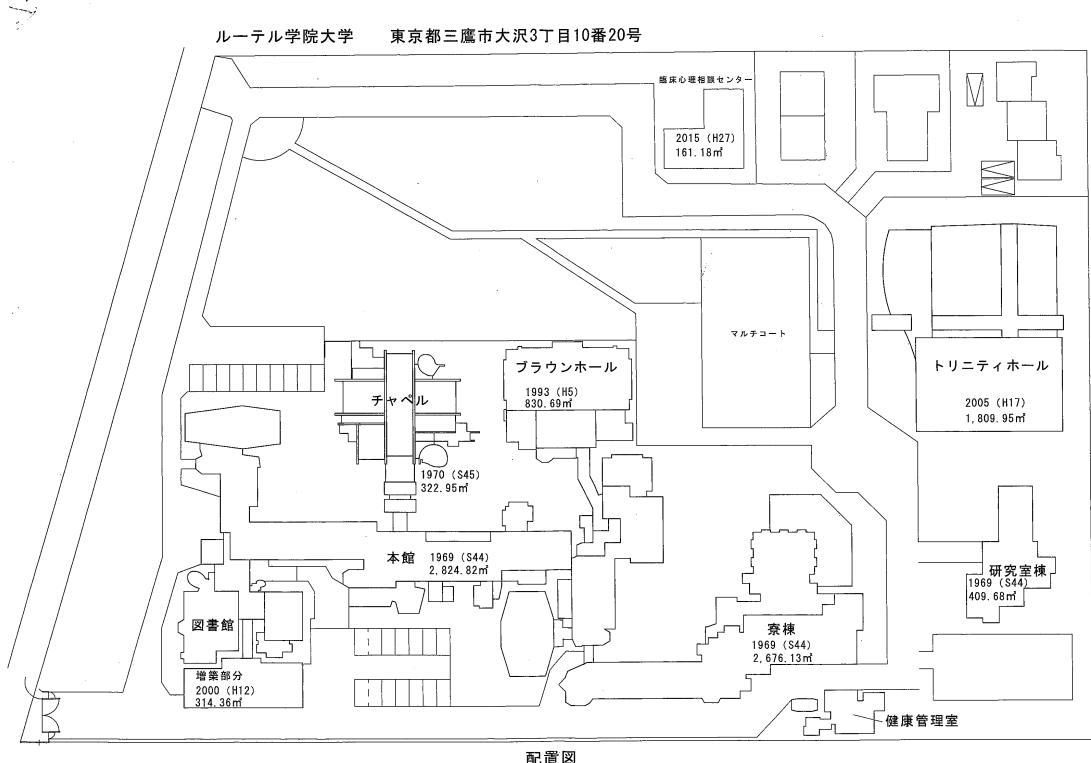


最寄り駅 JR 中央線 武藏境駅

※下記の時間は出発駅から「西野バス停」までの所要時間の概算です。



(3) 校舎、運動場の配置図



ルーテル学院大学 大学院学則（案）

第1章 総 則

第1条 本大学は、ルーテル学院大学大学院と称する。

第2条 本大学院は、人々が直面する生活および心の問題に、より専門的、総合的に対応すべく、高度の社会福祉と臨床心理および関連領域の知識と実践能力を備えた対人援助専門職の養成を目的とする。また、本学の基礎をなすキリスト教精神-愛と献身の心-をもって、人々と接することができる専門家の養成を目指す。

2 本大学院は、本大学院の教育研究水準の向上を図り、前項の本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

3 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を別に定める。

第3条 本大学院に総合人間学研究科を置く。

2 総合人間学研究科に社会福祉学専攻を置き、博士課程とする。

3 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

4 総合人間学研究科に臨床心理学専攻を置き、修士課程とする。

第4条 社会福祉学専攻博士前期課程は、社会福祉に関する高度の知識と実践能力をもつソーシャルワーカーを養成することを目的とする。また、社会福祉施設・機関における運営・管理者の養成を目指す。

2 社会福祉学専攻博士後期課程は、社会福祉学、もしくは関連領域で博士前期課程、もしくは修士課程を修了したものを受け入れ、社会福祉学の研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

3 臨床心理学専攻修士課程は、心理・教育・医療機関などの臨床の現場で高度な専門知識と技術を駆使することができる臨床心理の専門家を養成することを目的とする。

第5条 本大学院は、大学院生に規定の課程を修めさせるほか、学校内において礼拝を行う。

第2章 学年、学期および休日

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

第8条 本大学院の休業日は次のとおりとする。

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 日曜日

③ 創立記念日（9月27日）

④ 夏期休業 8月上旬より9月中旬まで

- ⑤ 冬期休業 12月下旬より翌年1月5日まで
 ⑥ 春期休業 2月中旬より3月31日まで
- 2 学長が特に必要と認めたときは、前項の休日を隨時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。

第3章 大学院生定員

第9条 每年入学させる大学院生の入学定員および大学院の収容定員は次のとおりとする。

	課程	入学定員	収容定員
総合人間学研究科 社会福祉専攻	博士前期課程	10名	20名
	博士後期課程	3名	9名
総合人間学研究科 臨床心理学専攻	修士課程	10名	20名

第4章 修業年限および在学年限

第10条 博士前期課程および修士課程の標準修業年限は、2年とする。

ただし、社会人入学者について事前に申請することにより、特別な在学年数による履修を認めることができる。その場合の事務取扱い、学生納付金等については別に定める。

- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
 3 博士後期課程で優れた研究業績をあげた者については、大学院教授会の審議を経て学長の承認により1年以上の在学で修了することができる。
 4 博士前期課程および修士課程において、第16条2項、4項において本大学院で修得したと認めた単位及びその修得に要した期間等を大学院教授会で審議の上、学長が1年を超えない範囲で当該課程に在学したものとみなすことができる。

第11条 大学院生は、博士前期課程および修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては、6年を超えて在学することができない。

第5章 教育課程および履修方法

第12条 社会福祉学専攻博士前期課程においては、授業科目を分けて基礎研究科目、専門科目、専門演習、実習とし、各々から所定の単位以上の科目を選択する。

なお、基礎研究科目、専門科目および実習に属する授業科目、単位、履修要件、専門演習の単位、履修要件については、別に定める。

- 2 社会福祉学専攻博士後期課程においては、専門研究指導科目、専門研究演習科目、課程共通科目から所定の単位以上の科目を履修し研究指導をうけるものとする。なお、単位、履修要件については、別に定める。
 3 臨床心理学専攻修士課程においては、授業科目を分けて、基礎研究科目、実習、特別研究、専門科目とし、各々から所定の単位以上の科目を履修する。なお、基礎研究科目、実習、特別研究、専門科目に属する授業科目、単位、履修要件については、別に定める。
 4 臨床心理学専攻修士課程において公認心理師受験資格を得ようとする者は、公認心理師法施行

規則第2条で定める「大学院における公認心理師となるために必要な科目」を履修しなければならない。本学における科目名及び単位数、時間数、履修方法については別表2（公認心理師となるために必要な科目及び履修表）に定める。

- 5 教育上有益と認めるときは、他専攻科の授業を履修させることができる。これにより履修した授業科目的単位については、大学院教授会の審議を経て卒業要件となる単位のうち、6単位を限度として、学長がこれを認めることができる。ただし、第16条2項によるものを加えて10単位を超えることはできない。
- 6 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 7 文部科学大臣が別に定めるところにより、第6項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第13条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

第14条 各授業科目的授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、学長が教育上特別の必要があると認める場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第15条 社会福祉学専攻博士前期課程の大学院生が、卒業、または本学博士後期課程に進学するために履修すべき必要単位数は、次の表に定めるとおりとする。

科目区分	必 要 单 位 数
基礎研究科目	6単位以上
専門科目	8単位以上
専門演習	8単位
実 習	※
合 計	32単位以上

- 2 社会福祉学専攻博士後期課程の大学院生が、卒業するために履修すべき必要単位数は、次の表に定めるとおりとする。

科目区分	必 要 单 位 数
専門研究指導科目	6単位以上
専門研究演習科目	4単位以上
課程共通科目	-
合 計	10単位以上

- 3 臨床心理学専攻修士課程の大学院生が、卒業するために履修すべき必要単位数は、次の表に定めるとおりとする。

科目区分	必 要 单 位 数
基礎研究科目	12単位以上

実習	2 単位以上
特別研究	8 単位
専門科目	12 単位以上
合計	36 単位以上

第 16 条 博士前期課程、博士後期課程および修士課程の大学院生は履修指導をうけ、所定の科目を履修する。

- 2 博士前期課程および修士課程において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき大学院生に当該他大学院の授業を履修させることができる。これにより履修した授業科目の単位については、大学院教授会の審議を経て、学長が卒業要件となる単位のうち 15 単位を限度としてこれを認めることができる。
- 3 本大学院との協定・協議の成立している外国の大学院の留学に関しては本条第 2 項を適用することができる。なお、その際、限度となる単位は、個別に決定する。
- 4 教育上有益と認めるときは、大学院生が入学前に修得した他大学院の科目を本大学院における授業科目の履修とみなし、大学院教授会の審議を経て、学長が卒業要件となる単位のうち 15 単位を限度としてこれを認めることができる。
- 5 2 項及び 4 項で修得したものとみなすことができる単位数が、合わせて 20 単位を超えないものとする。

第 6 章 単位認定および修了

第 17 条 単位の認定は、試験またはそれに代わる方法によってこれを行う。

特に定めないかぎり、授業時間数の 3 分の 1 以上を欠席した科目については、受験資格を失う。

第 18 条 成績は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

- 2 授業科目を履修し、試験等に合格した者に単位を与える。

第 19 条 本大学院博士前期課程または修士課程に 2 年以上在学し、第 15 条に定める必要単位数を修得し、かつ、修士論文の審査に合格した者は、大学院教授会の審議を経て、学長が大学院博士前期課程または修士課程修了を認定し、これに修了証書および修士の学位を授与する。

- 2 博士前期課程および修士課程の修了期は、毎学年の終わりとする。
ただし、特別な事情がある場合、前項に定める修了要件を満たしていると認定された者について、大学院教授会の審議を経て、学長が前期末の修了を認めることができる。
- 3 本学において授与する修士の学位の専攻分野の名称は、社会福祉学専攻においては社会福祉学、臨床心理学専攻においては臨床心理学とする。

第 20 条 本学大学院博士後期課程に 3 年以上在学し、第 15 条 2 項に定める必要単位数を修得し、かつ、博士論文の審査に合格した者は、大学院教授会の審議を経て、学長が大学院博士後期課程修了を認定し、これに修了証書および博士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程の修了期は毎学年の終わりとする。

ただし、特別な事情がある場合、前項に定める修了要件を満たしていると認定された者について大学院教授会の審議を経て、学長が前期末の修了を認めることができる。

3 本学において授与する博士の学位の専攻分野の名称は、社会福祉学とする。

第7章 入学、休学、退学および除籍

第21条 本大学院博士前期課程および修士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当し、入学試験に合格した者とする。

- ① 大学を卒業した者
- ② 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- ③ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者またはこれに準ずる者
- ④ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることとその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑤ 文部科学大臣が指定した者
- ⑥ 本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 本大学院博士後期課程に入学できる者は、次の各号の1に該当し、入学試験に合格した者とする。

- ① 大学院博士前期課程、もしくは修士課程を修了した者
- ② 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- ③ 本大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者、24歳に達したもの

3 本大学院博士前期課程の修了者については、大学院教授会の審議を経て、学長が入学試験の受験を免除することができる。

4 本大学院博士後期課程を満期退学した者が再入学を希望した場合、大学院教授会の審議を経て、学長が入学試験の受験を免除することができる。

第22条 本大学院博士前期課程または修士課程に、他の大学院から転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上相当年次に転入学を許可することができる。

2 前項の規定により転入学を許可された者の他の大学院ですでに履修した授業科目および単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、大学院教授会の審議を経て、学長が決定する。

第23条 入学期は毎学年の始めとする。

ただし、特別の事情のある場合、大学院教授会の審議を経て、学長が後期の始めに入学を許可することができる。

第24条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料および別に定める書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第25条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、直ちに保証人を定め、身元保証書、誓約書その他所定の書類を提出し、入学金を指定の期日までに納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第 26 条 保証人は、本人在学中に関わるいっさいの事件につきその責に任じ、本人の父母、配偶者またはこれに代わるべき者でなければならない。

2 本大学院の専任教職員は、大学院生の保証人になることができない。

第 27 条 保証人が死亡または前条の要件を欠いたときは、遅滞なくこれを改め、新しく保証人を定め、身元保証書を提出しなければならない。

第 28 条 疾病、その他やむを得ない事由により満 2 ヶ月以上欠席しようとするときは、その事實を証明する書面を添え、保証人の連署をもって願い出て許可を受け、休学することができる。休学期間は修士課程および博士前期課程は 2 年以内とし博士後期課程は 3 年以内とする。なお、休学期間は在学年数に算入しない。

2 休学期間中であっても、その事由が止んだときは、学長に届け出て復学することができる。

3 外国の大学院等への留学については、本大学院における学籍上の扱いを休学とする留学、および在学のまとめる留学（以下在学留学という）の 2 種とする。

4 本大学院との協定・協議の成立している外国の大学院等への留学に関しては、大学院生が事前に申告をし、大学院教授会の審議を経て、学長が本人の教育上有益であると認める場合、これを在学留学として許可をすることができる。

5 在学留学の許可を受けた者については、許可を受けた期間のうち 1 年を限度として本大学院における在学年数に算入する。

6 在学留学の運用および在学留学中に大学院生が納める大学院学生納付金の額については、細則を別に定める。

第 29 条 疾病その他の事故により退学しようとするときは、医師の診断書その他事由を明らかにした書面を添え、保証人連署をもって願い出て許可を受けなければならない。

第 30 条 正当な理由により退学した者が再入学を志願したときは、大学院教授会の審議を経て、学長がこれを許可することがある。

第 31 条 次の各号の 1 に該当する者は、大学院教授会の審議を経て、学長がこれを除籍する。

- ① 学費の納入を怠たり、催告をうけてもなお納付しない者
- ② 第 11 条に定める在学年数を越えた者
- ③ 第 28 条に定める休学期間を越えてなお就学できない者
- ④ 長期間にわたり行方不明な者

第 8 章 入学検定料および大学院学生納付金

第 32 条 入学検定料、および大学院学生納付金の額は、別表 3 に定めるところによる。

2 第 10 条によって定められた在学すべき年数を超えて在学する者は、在学すべき年数を超えた年度以降、その学生が入学時に定められた大学院学生納付金を納めなければならない。

3 博士前期課程および修士課程の者は、上記 2 にかかわらず、学位論文のみを残し、在学すべき年数を超えて在学する場合、所定の手続きにより大学院学生納付金を減免する。

4 博士後期課程で博士論文提出資格試験に合格した者が、在学すべき年数を超えて在学する場合、

上記2にかかわらず、博士論文提出資格試験に合格した年度の翌年度から所定の手続きにより大学院学生納付金を減免する。

5 第21条4項により博士後期課程に再入学した者は、上記2にかかわらず大学院学生納付金を減免する。

第33条 大学院学生納付金は所定の期日までに納入しなければならない。

- ① 前期または後期の中途において、入学した者は、入学した月の属する学期分の大学院学生納付金を、入学した月に納めなければならない。
- ② 学年の中途で卒業する者は、卒業する日の属する期末までの大学院学生納付金を納めるものとする。
- ③ 第37条の規定により前期または後期の中途で退学した者、あるいは第31条の規定により除籍された者(第31条第1項第1号の者は除く)の当該学期分の大学院学生納付金は、これを返還しない。
- ④ 上記以外の理由で前期又は後期の中途で退学した者の入学金を除く大学院学生納付金は、在籍した月までの月割りの金額とする。
- ⑤ 停学期間中の大学院学生納付金は、これを徴収する。
- ⑥ 学期開始日の翌日以降から休学を許可されまたは命じられた者は、休学を開始する日の前日の属する月までの、入学金を除く大学院学生納付金を月割りで納入しなければならない。
休学中の休学在籍料を除く大学院学生納付金は免除され、別表に定める休学在籍料を月割りで納入しなければならない。
- ⑦ 復学した者は、復学した月以降の当該年度の大学院学生納付金を月割りで納入しなければならない。

2 大学院学生納付金(履修者のみが納付するものを除く)は特別な許可を要せず前期・後期の2期分割納入を認める。

3 特別の事由により大学院学生納付金(履修者のみが納付するものを除く)について所定期日までに納入の困難な者は、願いにより学長決裁を経て分納もしくは延納を許可することができる。

第34条 すでに納入した入学検定料、入学金はこれを返還しない。

なお、入学を許可された者のうち、所定期日までに入学を辞退する者に対しては、入学金を除く大学院学生納付金を返還する。

第9章 賞 罰

第35条 大学院生で特に賞揚に値する業績のあった者は、これを表彰することがある。

第36条 大学院生で本学の規則にそむき、また大学院生の本分に反する行為のあったときは、懲戒する。
懲戒は譴責、停学および退学とし、懲戒に関する規程は別に定める。

第37条 次の各号の1に該当する者に対しては、退学の処分を行う。

- ① 素行の不良の者
- ② 学業を怠り、成業の見込みのない者
- ③ 正当の理由がなくて出席の常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他本学の大学院生としての本分に反した者

第38条 大学院生の賞罰は、大学院教授会の審議を経て、学長がこれを行う。

第10章 大学院組織

第39条 本大学院に大学院教授会を置き、授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

- 2 本大学院に一定数の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他を置く。
教授、准教授および専任講師は、担当学科目の教授研究に任じ、大学院生の指導にあたる。
助教は、教授、准教授および専任講師のもとに担当学科目の教授研究に任じ、大学院生の指導にあたる。
助手は、教授、准教授および専任講師のもとに研究教育の補佐業務にあたる。
非常勤講師は、嘱託を受けた学科目の講義を担当する。

第40条 大学院に大学院研究科長を置く。

- 2 大学院研究科長は、大学院教授会において、その構成員の中より候補者を選出し、学長が任命する。
- 3 大学院研究科長は、必要に応じて大学院教授会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科の下に専攻を置き、各専攻に専攻主任を置く。
- 5 専攻主任は当該専攻教授会において、その候補者を選出し、大学院教授会がその候補者を決定し学長が任命する。
- 6 研究科長及び専攻主任の任期は2年とする。
- 7 研究科長、専攻主任の選任に関する規程は別に定める。

第41条 大学院教授会は、総構成員の半数以上の出席によって成立し、出席者の過半数で議決する。

- 2 大学院教授会は次の事項を審議しそれを学長が決定する。ただし重要な事項については学長が理事会に提案する。
 - ① 学生の入学、卒業および課程の修了
 - ② 学位の授与
 - ③ 教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの。
- 3 学長は、必要があると認めたときは他の職員を大学院教授会に列席させることができる。ただしこの職員は、発言権は有するが投票権は有しない。
- 4 大学院教授会に関する規程は別に定める。

第42条 事務職員は、学務の処理、会計、経理、大学院生の福利厚生などに関する諸般の事務をとる。

第43条 本大学院に功があり、また学術上功績ある者には、名誉教授の称号を与えることができる。

第11章 付属施設

第44条 本大学院に図書館を設け、教職員、大学院生および校友の研究に備える。

第45条 図書館に図書館長を置き、原則、教授をもってこれにあて、司書をして必要な事務にあたらせる。

2 図書館に関する規程は別に定める。

第 46 条 本大学院に次の付属研究所を設け、研究にあたらせ、教育に資する。

- ① 包括的臨床コンサルテーション・センター
- ② 臨床心理相談センター

第 47 条 研究所およびセンターにそれぞれ長を置き、原則、教授をもってこれにあて、所員、研究員等をして研究・教育に、事務職員をして必要な事務にあらせる。

2 研究所およびセンターに関する規程はそれ別に定める。

第 12 章 科目等履修生および研究生

第 48 条 授業科目中の 1 科目または数科目の聽講を希望する者に対しては、大学院教授会の審議を経て、学長が科目等履修生として聽講を許可することがある。なお、詳細は、別に定める。

第 49 条 本大学院で特定課題について研究指導を希望する者に対しては、大学院教授会の審議を経て、学長が研究生、国際特別研究員、嘱託研究員として許可することがある。なお、詳細は、別に定める。

第 50 条 科目等履修生として履修した学科目について、第 12 条、第 14 条、第 17 条、および第 18 条の規定を適用して単位を与えることができる。ただし、科目等履修生および研究生としての期間は大学院正規の在学年数として換算することはできない。

第 51 条 科目等履修生が聽講科目の試験に合格したときは、請求により当該科目につき履修証明書を発行する。

第 52 条 科目等履修生および研究生は、本大学院の諸規程に従わなければならない。

- これにより、別表 1 授業科目表
- 別表 2 公認心理師になるために必要な科目及び履修表
- 別表 3 入学金、授業料、その他納付金を付す。

付則

- 1. 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 2. 本学則中改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 3. 本学則中改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 4. 本学則中改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 5. 本学則中改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 6. 本学則中改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 7. 本学則中改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 8. 本学則中改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 9. 本学則中改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 10. 本学則中改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 11. 本学則中改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 12. 本学則中改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 3. 本学則中改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 4. 本学則中改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 5. 本学則中改正規定は、2017（平成 29）年 4 月 1 日から施行する。
ただし別表 2 の社会福祉実習費の改正については、2018 年度より適用する。
- 1 6. 本学則中改正規定は、2018（平成 30）年 4 月 1 日から施行する。
- 1 7. 本学則中改正規定は、2019（平成 31）年 4 月 1 日から施行する。
- 1 8. 本学則中改正規定は、2020（令和 2）年 4 月 1 日から施行する。
- 1 9. 本学則中改正規定は、2021（令和 3）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 0. 本学則中改正規定は、2022（令和 4）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 1. 本学則中改正規定は、2023（令和 5）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2. 本学則中改正規定は、2024（令和 6）年 4 月 1 日から施行する。

2 3. 2025（令和 7）年度から、2027（令和 9）年度において、総合人間学研究科社会福祉学専攻及び臨床心理学専攻の入学定員及び収容定員は第 9 条の規定にかかわらず、次の通りとする。

総合人間学研究科

社会福祉学専攻 博士前期課程

年度	入学定員	収容定員
2 0 2 5	0 名	1 0 名
2 0 2 6	0 名	0 名

社会福祉学専攻 博士後期課程

年度	入学定員	収容定員
2 0 2 5	0 名	6 名
2 0 2 6	0 名	3 名
2 0 2 7	0 名	0 名

臨床心理学専攻 修士課程

年度	入学定員	収容定員
2 0 2 5	0 名	1 0 名
2 0 2 6	0 名	0 名

2 4. 本学則中改正規定は、2025（令和 7）年 4 月 1 日から施行する。

別表1:授業科目表

1. 総合人間学研究科社会福祉学専攻 博士前期課程

分 野	授 業 科 目	単位数	必修	選択	自由
基礎研究科目	キリスト教社会福祉・いのち学	2		○	
	社会福祉援助方法総論	2		○	
	社会福祉法政策論	2		○	
	社会福祉調査法 I	2		○	
	社会福祉調査法 II	2		○	
専門科目	高齢者福祉研究	2		○	
	司法福祉研究	2		○	
	社会的弱者の自立支援研究	2		○	
	障害者福祉研究	2		○	
	児童家庭福祉研究	2		○	
	地域福祉研究	2		○	
	コミュニケーション研究	2		○	
	精神保健福祉研究	2		○	
	スーパービジョン研究	2		○	
	家族支援コンサルテーション研究	2		○	
	非営利組織における人材育成管理研究	2		○	
	国際社会福祉研究	2		○	
専門演習	演習A (社会福祉の制度・政策)	4		○	
	演習A II (社会福祉の制度・政策)	4		○	
	演習B (社会福祉方法と技法)	4		○	
	演習B II (社会福祉方法と技法)	4		○	
実 習	実習	3		○	
	実践評価・実践研究	3		○	

2. 総合人間学研究科社会福祉学専攻 博士後期課程

分 野	授 業 科 目	単位数	必修	選択	自由
研究指導科目	社会福祉学専門研究指導 I	2	○		
	社会福祉学専門研究指導 II	2	○		
	社会福祉学専門研究指導 III	2	○		
専門研究演習科目	社会福祉学専門研究演習 I	2	○		
	社会福祉学専門研究演習 II	2	○		
課程共通科目	社会福祉調査法 I	2		○	
	社会福祉調査法 II	2		○	

3. 総合人間学研究科臨床心理学専攻 修士課程

分 野	授 業 科 目	単位数	必修	選択	自由
基礎研究科目	臨床心理学特論Ⅰ	2	○		
	臨床心理学特論Ⅱ	2	○		
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	○		
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	○		
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	○		
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	○		
実 習	臨床心理基礎実習Ⅰ	1	○		
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1	○		
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）	1		○	
	臨床心理実習Ⅱ	1		○	
特別研究	特別研究A（臨床心理援助方法研究）	4		○	
	特別研究B（キリスト教と臨床心理学）	4		○	
専門科目	心理学研究法特論	2		○	
	心理統計法特論Ⅰ	2		○	
	心理統計法特論Ⅱ	2		○	
	臨床心理学研究法特論	2		○	
	発達心理学特論	2		○	
	教育心理学特論	2		○	
	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2		○	
	心理療法特論Ⅰ（交流分析）	2		○	
	心理療法特論Ⅱ（児童臨床心理）	2		○	
	投映法特論	2		○	
	心理療法スーパービジョン特論	2		○	
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2		○	
	福祉分野に関する理論と支援の展開	2		○	
	サイコドラマ特論	2		○	
	キリスト教倫理学特論	2		○	
	牧会カウンセリング特論	2		○	
	臨床死生学特論	2		○	
	精神医学特論	2		○	
	心身医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2		○	
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2		○	
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		○	
	心の健康教育に関する理論と実践	2		○	

4. 留学生共通科目

下記科目については、修了に必要な単位数には含めない。また、成績の評価は第18条1項にかかわらず合格、不可とする。留学生については修士論文、特定課題研究を提出する前までに履修することを要する。

分 野	授 業 科 目	単位数
各専攻共通	日本語論文の書き方	2

別表2(公認心理師になるために必要な科目及び履修表)

本表に示す必修、選択必修の別は公認心理師受験資格取得にかかる区分である。
修了要件についての区分は別表1による。

公認心理師法施行規則第2条で定める科目名	本学における科目名	必修又は選択必修	単位数	時間数
保健医療分野に関する理論と支援の展開	心身医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	必修	2	30
福祉分野に関する理論と支援の展開	福祉分野に関する理論と支援の展開	必修	2	30
教育分野に関する理論と支援の展開	学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	必修	2	30
司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	必修	2	30
産業・労働分野に関する理論と支援の展開	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	必修	2	30
心理的アセスメントに関する理論と実践	臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	必修	2	30
心理支援に関する理論と実践	臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	必修	2	30
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	必修	2	30
心の健康教育に関する理論と実践	心の健康教育に関する理論と実践	必修	2	30
心理実践実習	臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習)	必修	1	450
合計				720

別表3：入学金、授業料、その他納付金

1. 2021年度入学者に係わる大学院学生納付金（年額）

	総合人間学研究科	
	社会福祉学専攻	臨床心理学専攻
授業料	500,000円	600,000円
入学金	200,000円 (入学時のみ納付)	200,000円 (入学時のみ納付)
施設費	150,000円	150,000円
休学在籍料	150,000円	150,000円

- 1 上記の規定にかかわらず、本学学部の卒業生については入学金の半額を免除する。
- 2 本学大学院博士前期課程（修士課程）の卒業生が博士後期課程に進学する場合には、入学金は徴収しない。
- 3 特別な在学年数の制度で入学した者の学生納付金については別に定める。
- 4 第21条第4項により本大学院博士後期課程に再入学した者の入学金は徴収しない。
- 5 本大学院博士前期課程または修士課程を退学し、再入学をした者の入学金は徴収しない。
- 6 第32条第3項、第4項、第5項に定める学生納付金は年額210,000円とする。なお前期または後期のみで卒業する場合、105,000円とする。

2. 2021年度履修登録に係わる学生納付金（年額）

社会福祉実習費	(1単位につき)	10,000円
臨床心理基礎実習費	(各1単位につき)	25,000円
臨床心理実習費	(各1単位につき)	25,000円

3. 2021年度に実施する2022年度入学試験に係わる納付金

入学検定料 35,000円

4. 2021年度科目等履修生聴講料

2単位の科目	25,000円
1単位の科目	15,000円
聴講選考料	10,000円

5. 研究生在籍料 200,000円

6. 別表3における年度は、学則改定がない場合は、更新して適用される。

大学院 学則改正について

【総合人間学研究科】

1. 改正事由及び内容

2025年度から学生募集を停止するため、入学定員及び収容定員を以下の通り変更する。

附則

2025（令和7）年度から、2027（令和9）年度において、総合人間学研究科社会福祉学専攻及び臨床心理学専攻の入学定員及び収容定員は第9条の規定にかかわらず、次の通りとする。

総合人間学研究科

社会福祉学専攻 博士前期課程

年度	入学定員	収容定員
2025	0名	10名
2026	0名	0名

社会福祉学専攻 博士後期課程

年度	入学定員	収容定員
2025	0名	6名
2026	0名	3名
2027	0名	0名

臨床心理学専攻 修士課程

年度	入学定員	収容定員
2025	0名	10名
2026	0名	0名

2. 学則変更の時期 2025年4月1日付

ルーテル学院大学大学院 学則改正部分新旧対照表

新 学 則	旧 学 則
付則 1. 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。 中略 2. 本学則中改正規定は、2024（令和 6）年 4 月 1 日から施行する。 3. 2025（令和 7）年度から、2027（令和 9）年度において、総合人間学研究科社会福祉学専攻及び臨床心理学専攻の入学定員及び収容定員は第 9 条の規定にかかわらず、次の通りとする。 総合人間学研究科 社会福祉学専攻 博士前期課程	付則 1. 本学則は、平成 13 年 4 月 1 日からこれを施行する。 中略 2. 本学則中改正規定は、2024（令和 6）年 4 月 1 日から施行する。 <u><挿入></u>
社会福祉学専攻 博士後期課程	
年度 入学定員 収容定員	
2025 0名 10名	
2026 0名 0名	
臨床心理学専攻 修士課程	
年度 入学定員 収容定員	
2025 0名 10名	
2026 0名 0名	
4. 本学則中改正規定は、2025（令和 7）年 4 月 1 日から施行する。	

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

ルーテル学院大学総合人間学部は、2025 年度から学生募集を停止するため、入学定員及び収容定員を以下の通り変更する。

総合人間学研究科

社会福祉学専攻 博士前期課程

年度	入学定員	収容定員
2025	0名	10名
2026	0名	0名

社会福祉学専攻 博士後期課程

年度	入学定員	収容定員
2025	0名	6名
2026	0名	3名
2027	0名	0名

臨床心理学専攻 修士課程

年度	入学定員	収容定員
2025	0名	10名
2026	0名	0名

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

極めて小規模の単科大学・大学院として、現在の教育体制を維持することを長期的な視点で検討・分析を重ねてきたが、今後長期的に経営を継続することが困難と判断せざるを得ず、2025 年度より学生募集を停止することになった。

よって、学生募集の停止に伴う収容定員の変更をするものである。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更内容

- ・教育課程の変更は伴わず、在学生が卒業するまで、教育課程を維持するこ

ととしている。

エ. 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体策

- ・該当なし

オ. 大学設置基準際 25 条の 4 の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画

- ・該当なし

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 新設組織の概要

- ・学生募集を停止するものであるため該当なし。

(2) 人材需要の社会的な動向

- ・学生募集を停止するものであるため該当なし。

(3) 学生確保の見通し

- ・学生募集を停止するものであるため該当なし。

(4) 新設組織の定員設定の理由

- ・学生募集を停止するものであるため該当なし。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>		保有 学位等		現職 (就任年月)
1	学長	イシイ モトオ 石居 基夫 <2020年4月就任>		博士（神学）		ルーテル学院大学学長 (2020年4月～2028年3月)